

平成30年調布市教育委員会第6回定例会会議録

1. 日 時 平成30年6月27日午前10時00分～午前10時55分（0時間55分）
1. 場 所 教育会館3階 301・302研修室
1. 出席委員 教 育 長 大和田 正 治
教育長職務代理者 奈 尾 力
委 員 福 山 めぐみ
委 員 加 藤 実 三
委 員 徳 田 愛 子
委 員 川 原 和 哉
1. 出席説明員 教 育 部 長 柏 原 公 毅
教 育 部 次 長 高 松 春 美
教 育 総 務 課 長 小 林 正 雄
教育総務課施設担当課長 関 口 幸 司
教 育 総 務 課 長 補 佐 鈴 木 克 久
学 務 課 長 高 橋 慎 一
学 務 課 長 補 佐 元 木 勇 治
指 導 室 統 括 指 導 主 事 秋 國 光 宏
社 会 教 育 課 長 源 後 哲 郎
教 育 相 談 所 長 小 山 暢 子
西 部 公 民 館 長 福 澤 明
北 部 公 民 館 長 兼 新 井 英 人
東 部 公 民 館 長
図 書 館 長 小 池 信 彦
図 書 館 副 館 長 福 島 いづみ
郷 土 博 物 館 主 幹 兼 半 澤 清 美
副 館 長 事 務 取 扱
1. 事務局出席者 教育総務課庶務係長 廣 田 剛 一
教育総務課庶務係主事 田 切 良 太
1. 会議録署名委員 教 育 長 大和田 正 治

委 員 川 原 和 哉

〈会議に付した事件〉

議案第28号 調布市教育委員会専門嘱託員規則の一部を改正する規則

議案第29号 調布市社会教育委員の解職及び委嘱について

議案第30号 調布市公民館運営審議会委員の解職及び委嘱について

○大和田教育長 おはようございます。ただいまから平成30年調布市教育委員会第6回定例会を開会いたします。

○大和田教育長 日程に入る前に事務局に申しあげます。傍聴を希望する方がいらっしゃいましたら、随時入場させてください。

本日は、執行指導室長、米内山指導室長次長、廣瀬学務課副主幹、小林社会教育課長補佐、小垣外東部公民館副館長、高野郷土博物館長は、都合により欠席しておりますので、御了承を願います。

○大和田教育長 ここでお諮りいたします。本日審議いたします日程第5の議案第29号から第30号については、人事案件であることから、審議を非公開といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしと認めます。よって、日程第5の当該議案につきましては非公開とすることに決定いたしました。

日程第1 平成30年調布市教育委員会第3回臨時会会議録の承認について

○大和田教育長 これより日程に入ります。日程第1、平成30年調布市教育委員会第3回臨時会会議録の承認について。本件について、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしと認めます。よって、本件については承認されました。

日程第2 平成30年調布市教育委員会第4回定例会会議録の承認について

○大和田教育長 次に、日程第2、平成30年調布市教育委員会第4回定例会会議録の承認について。本件について、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしと認めます。よって、本件については承認されました。

日程第3 平成30年調布市教育委員会第6回定例会会議録署名委員の指名について

○大和田教育長 次に、日程第3、平成30年調布市教育委員会第6回定例会会議録署名

委員の指名について。本件については、調布市教育委員会会議規則第29条の規定により、川原委員を指名し、教育長の私、大和田とともに署名委員といたします。よろしくお願いいたします。

日程第4 報告事項

○大和田教育長 次に、日程第4、報告事項に入ります。

初めに報告事項をすべて報告いただいた後、一括質疑といたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、関口教育総務課施設担当課長から、平成30年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について報告を願います。関口教育総務課施設担当課長。

○関口教育総務課施設担当課長 教育施設主要事業の執行及び進捗状況について報告いたします。資料1をお願いいたします。

教育施設の工事につきまして、6月8日現在の進捗状況の報告です。1ページから4ページが工事の一覧となっております。

前回の定例会以降、新たに契約した工事ですが、学校施設では、2ページNo.10から3ページNo.28の19件、社会教育施設では、4ページNo.29の1件です。

それでは、2、3ページをお願いします。資料は契約年月日順に事業名を記載しておりますが、事業概要ごとに補足説明をさせていただきますので、番号が前後してしまいますが、御了承をお願いいたします。

校舎の外壁改修と屋上防水を同時に実施する学校はNo.10の飛田給小学校の1件のみです。外壁改修のみ実施する学校はNo.13の杉森小学校、No.18の滝坂小学校、No.26の調布中学校の3件です。

No.12とNo.28は、第八中学校と神代中学校の2校で受変電設備を更新する工事で夏休み期間中に停電作業を行い、設備の更新作業を実施する予定です。

特別教室への空調整備工事については、No.11、No.17、No.19から21、No.23、24、No.27で工事案件数としては8件で、学校数でいいますと、小学校6校、中学校4校で工事を実施し、2学期9月からは空調が使用できるように工事を進めていく予定です。

No.14からNo.16の3件は、若葉小学校で給食室の改修を実施するもので、施設の老朽化の解消と併せて、児童数の増加に伴う調理食数の増のため、約136平方メートルの増築を行い、調理スペースの拡充とアレルギー対応専用調理室を整備する工事です。1学期の給食

調理が終了しましてから撤去解体作業に着手しまして、3学期からの調理再開に向けて工事を進めていく予定です。

最後、No.22とNo.25の2件は、体育館に関連した工事で、No.22の深大寺小学校は体育館の内部を改修する工事で、No.25の柏野小学校は体育館の外部改修のほか、避難所機能の整備も併せて実施するもので、10月5日に予定しております周年行事までに工事を完了させる予定となっています。

4ページをお願いいたします。

No.29は、八ヶ岳少年自然の家で工事を実施するもので、宿泊棟の外壁及び屋根の改修を行います。八ヶ岳少年自然の家は小学校の移動教室で使用されている施設であります。今年度予定している移動教室は、1学期中の実施が5月21日から6月29日までの間で9校が実施、2学期中の実施が9月10日から10月31日までの間で11校が実施する予定となっています。本格的な工事着手の開始時期については、1学期中の移動教室が終了した後、7月から着手することで準備を進めておりますので、前半実施の9校については特段影響が発生しない状況であります。後半実施の11校については、工事実施期間中に宿泊を伴いますので、児童の安全には十分配慮しながら工事を進めていく予定です。

続きまして、主な工事の進ちょく状況についてです。5ページをお願いいたします。

No.1、No.2は、神代中学校校舎増築工事の状況で、校舎増築場所を撮影したものです。増築校舎の躯体工事は工事区域を2つの工区に分けて工事を進めています。No.2の写真でいいますと、敷地の奥手側部分で1階の床の配筋作業を進め、手前側で基礎工事が完了しました。

下段、No.3は、同じく神代中学校で北校舎の屋上防水改修工事の状況で、防水工事が完了し、ヘリサインの設置まで完了した状況です。

6ページをお願いいたします。

No.4は、深大寺小学校の外壁改修工事の状況で、校舎の外部に仮設足場の設置作業を進めている状況です。

No.5は、緑ヶ丘小学校プール循環装置を改修する工事で、循環ろ過器等の機器の据え付けが完了し、配管等の接続までおおむね完了した状況です。

No.6は、多摩川小学校プール補修工事の状況で、FRP製パネルの継ぎ目の補修等の作業を行い、新しいコースラインの再塗装が完了しました。当該工事は6月4日に完了検査を実施し、引き渡しまで完了しております。

報告は以上です。

○大和田教育長 次に、秋國指導室統括指導主事から、平成30年5月における市内小・中学校の事故等の報告について、平成30年度調布市「中学生職場体験」について、平成30年度学校評議員・学校関係者評価委員全体会の実施について、以上3件の報告を願います。秋國指導室統括指導主事。

○秋國指導室統括指導主事 私からは、平成30年5月における市内小・中学校の事故等の報告について御説明をさせていただきます。資料2を御覧ください。

5月の事故は小学校2件、中学校はゼロ件、事件は小学校1件でした。

5月10日、交差点、管理外、小学校2年生男子児童の事故等の概要についてです。当該児童は自転車に乗って移動中に一時停止をせずに交差点に進入したところ、バイクと接触をしました。当該児童は救急搬送され、脳内出血が疑われるので、ICUに入って入院治療を受けました。退院後、医者から頭部に衝撃を与えないために自宅で静養するよう指示をされておりましたが、現在は回復状況にあり、通常どおりの登校となっております。

5月23日、用務主事室、管理内、小学校6年生男子児童の事故等の概要についてです。当該児童は図工の作品作りで汚れた手を洗っていましたが、なかなか汚れが落ちないため、用務主事室でスプレー型の洗浄剤を使用し、お湯で手を洗わせていました。そのとき、気化した洗浄剤が湯沸かし器の種火に引火し、当該児童の頭や顔が一瞬火に包まれる状態となりましたが、すぐ用務主事が火を消しました。当該児童は救急搬送され、入院しましたが、翌日退院しております。現在、当該児童は外での活動、日光に当たることを控えておりますが、通常どおりの生活をしております。

次に、5月15日、音楽室、管理内、小学校6年生男子児童の事件の概要についてです。当該児童は理科室にあった実験用のマッチを持ち出して、音楽室にあった古紙に着火しました。教員がすぐに駆け付け消火しましたが、壁と床の一部が焦げた状態となりました。学校は教育委員会と、また、専門機関と連携して当該児童への対応を現在も進めております。

資料2については以上です。

次に、私からは、平成30年度調布市「中学生職場体験」について御説明させていただきます。資料3を御覧ください。

本事業の目的は、生徒に職場体験を通して、働くことの厳しさや尊さを味わわせ、望ましい勤労観、職業観を養い、社会的に基本的なマナーやルールを学ばせる機会にしたいと

考えております。また、働くことを通して、新たな自分に気付くことができ、将来への自分の生き方に前向きな目標を持って進んでいくことができる心情を育てまいりたいと考えております。

実際の体験期間は1学期に3校、2学期に6校を3期に分けて実施いたします。この実施期間は平成28年度より固定化しております。

対象生徒については、1,284人で昨年度より65人少ない人数であります。

受入事業所につきましては、昨年度より33の事業所が減りました。また、それぞれの事業所の受入回数も減り、延べ事業所数が449箇所と昨年より25箇所減少しております。

しかし、裏面を御覧ください。裏面に記載があるように、現時点で対象生徒の受入事業所の数は必要とする事業所数に達している状況が――下段ですね。平成30年度職場体験受入事業所状況という割合が100%を超えている状況にあります。

事業所の減少と生徒の希望する事業所の拡大を進めるために、事業所の受入れの対応策としては、職場体験実施協議会において、各団体や関係機関との連携、協力体制が図られるよう事業所の拡大や円滑な生徒受入れの体制整備等について検討、協議しております。

その具体的な取組として、各事業所が職場体験を受入れやすい職場体験ガイドラインを指導室で作成し、職場体験で事業所が何をすればよいかの分かりやすいように資料を作成して配布しております。

また、直接の事業所の拡大として、産業振興課と連携し、駅前の再開発事業所を中心に職場体験受入事業所として登録していただけるよう現在も取組を進めているところです。

今後は、職場体験における事前指導や当日の活動がさらに円滑に進められるよう職場体験実行委員会を中心に学校と連携を図ってまいりたいと考えております。

資料3につきましては以上です。

続きまして、平成30年度学校評議員・学校関係者評価委員全体会の実施について御説明をさせていただきます。資料4を御覧ください。

今年度の実施は、本日、6月27日午後6時よりたづくり大会議場にて実施いたします。今回の事業につきましては、次の2点の内容を実施していきたいと考えております。

1点目は、調布市が推進する特別支援教育の概要と学校における特別支援教育の在り方について説明をさせていただきます。また、校長の求めに応じ、学校の経営等について意見を述べる立場にある学校評議員と学校の経営計画の実施状況に対する校長の自己評価や助言を行う学校関係者評価委員のそれぞれの役割や今後の活動への説明をいたします。

2点目は、学校評議員や学校関係者評価委員の皆様によるグループ協議を考えております。テーマは、「一人一人の子どもに対応した支援や指導を行うために、学校、保護者や地域の関わりで大切なこと」とし、各校の授業や地域行事等において、児童・生徒の参加の仕方や大人のかかわり方についての情報交換をし、一人一人の子どもが十分に学んだり、ともに参加したりすることができるために大人はどうかかわり、行動することが必要なのかを協議し、参加されている学校評議員の方々と情報共有の場にしていきたいと考えております。

今後、学校においては、新学習指導要領を踏まえ、子ども一人一人の発達を支え、資質、能力を育成することが求められています。学校評議員や学校関係者評価委員の方々が本会で情報共有した一人一人の子どもが十分に学び、ともに参加するために大人はどうかかわるかという視点をベースに各校の教育活動を御覧いただければ、より具体的な改善策や学校経営の改善につながる評価や助言につながるのではないかととらえております。

私からの説明は以上です。

○大和田教育長 以上で報告事項の報告はすべて終わりました。これから報告事項全般に関する質疑、意見を受けたいと思います。質疑、意見はございませんか。加藤委員。

○加藤委員 大きくは2つです。1つは資料3、もう1つは資料4。資料3から行きます。お願いします。平成29年度は2年生1,349人、30年度は1,284人、生徒数がこの年、随分減っているのです。そうすると、お願いする事業所数も減るとするのは当然のことだと思います。

そこでお願いとしては、事業所へ何の連絡もなしに、今年はないよという形だけは作らないでいただきたいということです。今年度はこういう事情でそちらにはお願いしなくて済むようになりました。言葉はどのような言葉を使っていいか分かりませんが、今後もよろしくというあいさつをきちんとしておいてほしいと思うのです。つまり、私にも幾つか嫌な経験があるのですが、自分自身の反省で、お願い事は積極的にするのだけれども、その必要がなくなったときに、それがなくなりました。御心配掛けましたとか、ありがとうございましたとか、そういう姿勢が足りなかったことがあって、ひどくしかられた経験を私は持っているのです。学校はどうもそういうところがあるような気がするものですから、学校と限定せずに教育委員会としてもそのようにぜひお願いしたいというのが1点。

これは先の定例会で図書館の資料について図書館長にお願い事をした件と同じことを言っておかないと整合性に欠けるので言っておきますと、4番の受入事業所数、また一瞬、

私、右が増えているという感覚でぱっと見、見てしまったのです。これはあくまで私の感覚ですが、平成28年度、つまり若い年度が左に来るとどうも私の頭の中で刷り込まれているようなのです。役所の取り決めがどうなっているかは分からないのですが、こうやって出来上がってしまっている人間からすれば、左から順に若い年度とするほうがいいのではないかとどうも思えてならないので、お願いとしていったん切ります。

資料3は以上です。

○大和田教育長 秋國指導室統括指導主事。

○秋國指導室統括指導主事 1点目の事業所へのこちらからの意思表示ですけれども、先ほどの100%を超えているので、お願いしない事業所もあるのです。その場合には、第3期でいう神代中、七中の方が1期、2期も含めて、子どもがお願いしなかった事業所については、礼状とともに校長名で通知、また、おわびという形で漏れなくお話をさせていただいているので、加藤委員御心配の点については重々考慮して進めているところです。

○大和田教育長 表記の件はどうしますか。それでは、柏原教育部長。

○柏原教育部長 ただいま御意見を頂きました資料の表記につきましては、さまざまな表記の仕方があるかと思っておりますけれども、私どもとしましては、より見やすい形、あと、標準的な表記がどのような形式をとっているかということについては、よく研究して皆様方に分かりやすい資料の作成に努めてまいりたいと考えております。

○大和田教育長 はい、加藤委員。

○加藤委員 御回答ありがとうございました。この件はここでとどめます。資料4に移ってよろしいでしょうか。

○大和田教育長 はい。

○加藤委員 幾つか申しあげたいことがあるのですが、結論的に言いますと、学校評議員と学校関係者評価委員会を文部科学省が最初に導入したときの初心に戻って各学校とも、あるいはそれに該当する評議員の方も評価委員の方も頑張ってもらいたい。結論的にはそういうことになって、少し補足しておきますと、例えば、全体会の参加人数が少ないですね。去年ですと3分の1ぐらい、今年はずっと少なくなるとも聞いています。それは一体どういうことなのかということも私は何とも言えませんが、分析したほうがいいのではないかとあります。

というのは、例えば評議員で例を挙げますと、一生懸命やっている学校があるのは私も目にしているし、そういう方たちに対して失礼だから言いづらいのですけれども、評議員

って何なのかということ余り自覚しないまま、そのお役を引き受けている人もいないのではないだろうか。そんな思いが私の中にあります。

例を挙げます。例えば、これは私の地域ではないのですけれども、例えば学校案内に評議員と載っているところもあるのです。この評議員って何なのかと、PTA活動をかなり一生懸命やっている人が聞いてくる場合があるのです。つまりあまり広く広報されていないとか、一般市民に認知されていないとか、そういう例を知っています。つまり評議員とは何かがよくわからないまま進んでいるというケースもあるのではないかと。

もう一例挙げます。これはちょうど1週間ぐらい前の会話なのですけれども、近ごろ学校の先生が働き過ぎで働き方改革が問題になっていますよね。私が教育委員ということ存じていて話し掛けてきたのですけれども、こういうことは評議員に話せばいいのではないですかとその方は言うのです。どう思いますか。働き方改革、教員が働き過ぎているから変えようということを一評議員に言って、一評議員にそれを変える権限などあるのですか。そのような誤解とか、十分でない理解もあるということです。

具体例を挙げればもっとあるのですけれども、そういう意味では、ちょうど今般、全体会があるということで報告を受けたものですから、もう1つは、評議員と評価委員とどう違うのですかという質問も街の中では出ます。それも含めて、それぞれの役割について、最初、導入のときは、15年かそれぐらい前だとさっき伺ったのですけれども、これを導入することで学校が変わるのだ、地域が変わるのだという大々的な触れ込みがあったのを覚えているのです。ぜひそのところをもう一度立ち返ってほしいというのが1点目です。今のは、主に評議員の話です。

もう一点目は、次に評価委員の話ですが、評価委員というのは、各学校の1年間の学校経営、単なる取組ではないのです。学校経営に関して、A、B、C、D、4段階でしたか、5段階でしたか、ちょっとはっきりしないのですけれども、評価委員会が何回も会合を重ねて、項目ごとにA、B、C、Dと評価をするわけです。教育委員会の取組状況について我々もA、B、C、Dを付けるのを、内部評価をやっていますよね。それと同じようなことを評価委員の方は、各学校の経営状況についてやるのです。

ところが、驚いたことが起きてしまったのです。これは事実だから議事録に残っていてもいいです。ある校長が評価委員に対して、この項目はBでは困るからAにしてくれと言ったということです。それって、今度は学校側の問題ですよ。これは今日の会合では、評価委員としての誇りと自覚という意味での表現はできると思いますが、校長会でもぜひ評価委

員会が出した評価というものを真摯に、謙虚に受け止めて学校経営に当たるべきであるということをおいておいてくれないと、では、評価委員は1年間一体何をやってきたのだということになってしまいますよね。そういう問題点も含んでいますので、もう一度、まとめます。評議員の役割と自覚、評価委員の役割と御苦労、学校への貢献というものももう一度原点に戻って大事にしていってほしいという思いで発言させていただきました。いろいろ申しあげましたが、よろしくお願いいたします。

○大和田教育長 秋國指導室統括指導主事。

○秋國指導室統括指導主事 加藤委員から学校評議員と学校関係者評価委員の役割や導入当初の初心に戻って事業を進めてもらいたいという話に答える内容を伝えたいと思います。

新学習指導要領では、社会に開かれた学校作りということが言われていますので、学校長は今以上に学校経営方針を地域の方、学校評議員とは特に目標の共有に努め、そして地域連携という形でチーム学校作りということが言われています。

です。校長の経営方針をしっかりと伝えるのと、学校評議員が保護者や地域の声を把握し、それを反映してもらえるように学校に伝える。そういう建設的な役割を自覚していただいて、今後取り組んでいっていただきたいということを指導室としては改めて校長会等で強く指導していきたいと思っております。

2点目の学校関係者評価委員は、その年度の学校の自己評価、実施状況の評価を学校関係者評価委員にしていただきます。その第三者的な評価をしっかりと受け止めて、次年度のその後の学校の経営に生かしていくという視点をしっかりと再認識していただいて、学校経営の円滑な推進に努めていただくよう指導室からは改めて指導していきたいと考えております。

○大和田教育長 加藤委員。

○加藤委員 ありがとうございます。私の思いを受け止めていただけたようです。特に、この言葉だなと思ったのは、建設的な役割という言葉だろうと思います。一般的には、評議員も評価委員も学校の応援団的役割ではないかと結構言われているのです。そういう面も確かにあるのでしょうけれども、それも含めて建設的な意義、建設的な役割という表現はとてもいいなと思って、今秋國指導室統括指導主事の話聞いておりました。その基本線に沿って頑張りたい、このように思います。いろいろありがとうございます。

○大和田教育長　ほかにございませんか。奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者　2点お願いいたします。

資料1については確認でございますけれども、水泳指導がもう既に始まっているわけですが、プールの改修等で、今回は4校について書かれております。2校は既に完了検査が終わっているわけですが、そのほか6月29日と6月22日ですので、終わっているのか、それともまだ水泳指導は行われていないのか、その辺ちょっと確認をさせていただきます。

○大和田教育長　関口教育総務課施設担当課長。

○関口教育総務課施設担当課長　まず資料1、1ページのNo.9、第七中学校プール水槽改修工事につきましては、6月22日に完了検査が終わりまして、引渡しまで完了しております。

No.7、緑ヶ丘小学校プール循環装置のほうは、完了検査は7月11日に実施する状況であります。既に工事は完了し、試運転も兼ねて設備は動いている状況でありますので、プール水泳指導については、例年実施の予定で今進んでいる状況で、年間行事の予定では、6月18日から緑ヶ丘小学校のほうは水泳指導という状況で把握しております。

○大和田教育長　奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者　ありがとうございます。安心いたしました。

続きまして、資料2についてでございますが、5月の事故は小学生だけとはいえ、重篤な事故が3件もあったのだと改めて思うところでございますが、その中で、5月23日の事故でございますけれども、親御さんにとしてみると、手の汚れを洗い落とすところだったのに、何で頭部の、あるいは顔面のやけどまでしなければいけないのというお気持ちではないかと思うところですが、その後の保護者への指導についての説明であるとか謝罪等々あるかと思いますが、そこら辺り、もしお話ができる範囲で結構ですので、概要をお聞かせいただければと思います。

併せて図工の教員、それから用務主事への指導がどのように行われたのかの2点についてお願いしたいと思います。

○大和田教育長　秋國指導室統括指導主事。

○秋國指導室統括指導主事　この5月23日の事故につきましては、当該の保護者にはもちろん丁寧な説明もありましたが、臨時保護者会を実施して、この内容については、学校は多くの方に状況を説明しているところです。

併せて、消防団や地域の方も含めた事故検証委員会をして、原因の追及と課題整理と事

故再発防止の取組というところで学校は整理をしています。そのことを併せ、当該の保護者に丁寧に説明をしているところです。

また、これにかかわった当該教諭、用務主事等については、その当日、その後も指導しておりますが、今回、一連の事故の整理をした上で、改めて総括的に指導する方針でございます。

○大和田教育長 奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者 学習指導中といたしますか、学習活動中に事故があつてはならないと私は思うところでありますが、言ってみれば、今回は用務主事の協力が裏目に出ってしまったというところかな。お手伝いしていただいたことには感謝をしなければいけないわけですが、やはり初歩的な基礎知識といたしますか、そこら辺りが欠落していたということもあつたのではなかろうかと思うところであります。

事故の検証委員会を立ち上げて、事故防止に努めていかれるということでもありますので、事故当該校だけではなくて、やはり全小・中学校に対して指導方の徹底を今後、されてきているとは思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○大和田教育長 ほかに御質問等ございますか（「全くの別件でよろしいでしょうか」との声あり）。はい、奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者 資料にはないわけでございますけれども、各地で起きた事故、事件についての対応でございますが、大阪で地震が起きて、その影響で小学生が尊い命を亡くしたという痛ましい事故がありました。これについては、全国一斉に施設の点検が行われたとテレビ、新聞等で確認しているわけでございますが、調布市内の施設の安全状況の把握、あるいは今後の対応ということがございましたらお聞かせいただきたいと思ひます。

○大和田教育長 はい、関口教育総務課施設担当課長。

○関口教育総務課施設担当課長 6月18日に発生しました大阪北部を震源とする地震の事案を受けまして、まずは高さが1.2メートルを超えるブロック塀について調査を開始しまして、6月21日木曜日時点で把握できた内容につきまして、6月22日金曜日付けでホームページで公表している状況であります。

調査結果のほうは、1.2メートルを超えるブロックを設置している学校は28校中4校ございまして、現行の建築基準法施行令に照らし合わせたときに、現行の規定に合わない学校が3校ございました。この3校につきましては、早急にブロック塀の撤去の準備を今進

めている状況であります。また、並行して撤去後の復旧方法についても、フェンス等の設置も含めまして準備をしている状況であります。

なお、1.2メートルより低いもののブロック塀についても、今、引き続き調査を継続している状況であります。あと、通学路については、全通学路でおおむね目測で1.2メートルを超える高さのブロック塀があるかないかの状況を全通学路で今実施している状況です。

○大和田教育長 奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者 適切な対応をされていると把握してございますけれども、学校の敷地内というのは把握をしやすいわけですが、先ほど申しあげた子どもたちの通学路であるとか、遊び場であるとか、そういったことも含めて学校側に改めて点検の徹底を御指導いただきたい。

併せて、校内の遊具の腐食の状況等も2年に1回だったですか、かつて遊具の腐食状況といえますか、点検をされた経緯があるかと思いますが、ここら辺りも実施等においては、ジャングルジムであるとか、ああいう支える部分の腐食状況については把握すべきだと思っておりますが、ここら辺りもぜひ併せてお願いしたいと思っております。意見として申しあげておきます。

もう一点は、昨日ですか、富山県で小学校の近くの交番で事件が起きました。学校の様子をテレビであるとか新聞で拝見しますと、非常に適切な避難、あるいは職員体制がとられていて、子どもたちも全員安全であったという、そちらについては大変よかったと思うところでございますけれども、本市でも不審者対応等については、実地訓練がなされたり、避難訓練、安全指導の徹底がされていると思うのです。あと気になるのは、1つは防御用のさすまた、投げ網、催涙スプレー缶、そういったものが恐らく学校にはすべてというわけではないですが、さすまたはすべての学校にたしか設置されていると思っておりますけれども、全職員が設置場所を把握しているかどうかということをお聞きしたいと思っておりますし、あと、安全訓練、避難訓練等が行われているわけですが、どちらかというと、子どもを事故に遭わせないようにという色彩が濃い。これは当然のことですけれども、私は大人の側の体制といえますか、ここら辺りも併せて行わないと、ただ人数の確認、点呼だけではいけないのではなかろうかと思っております。

今回の事件を教訓にして、未然に防止ができるような体制作りをぜひ併せて御指導いただきたいと思っておりますが、何かございましたらお願いしたいと思っております。

○大和田教育長 秋國指導室統括指導主事。

○秋國指導室統括指導主事 昨日の富山県の事件と併せ、先日、静岡県でも小学校4年生が下校中に切り付けられるという事案がありました。それぞれ指導室から学校に不審者対策の徹底というところで、学校危機管理の向上を図るための注意喚起もしております。

また、先日の静岡の事案に伴って、小・中それぞれの校長会で学校の危機管理体制の再構築というところで、文部科学省からも学校の危機管理マニュアルというものがしっかり出されて、今委員御指摘の教員側の体制というところの項目もしっかり明記がありますから、そこを改めて確認して、学校体制を構築してくださいという指導はしております。

○大和田教育長 奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者 ありがとうございます。この防御具といいますか、ここら辺りは市として各学校例えば2本、さすまたとか何か特に市で統一して学校に備え付けてあるというものはあるのですか。

○大和田教育長 秋國指導室統括指導主事。

○秋國指導室統括指導主事 私が学校現場にいるときから、委員御指摘のさすまたの常設は言われていますが、現在の施設状況の確認は改めて進めていきたいと考えます。

○大和田教育長 奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者 よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

○大和田教育長 ほかに御質問、御意見等ございませんか。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 では、ほかになければ以上で報告事項は終わります。

日程第5 議案

議案第28号 調布市教育委員会専門嘱託員規則の一部を改正する規則

○大和田教育長 続きまして、日程第5、議案に入ります。

議案第28号「調布市教育委員会専門嘱託員規則の一部を改正する規則」を議題といたします。事務局から提案理由の説明を願います。小林教育総務課長。

○小林教育総務課長 議案第28号「調布市教育委員会専門嘱託員規則の一部を改正する規則」について、提案理由を御説明いたします。

調布市特定の非常勤特別職の職員に関する規則の一部改正により、平成30年度の夏季休暇の取得期間が変更されたことに伴い、調布市教育委員会専門嘱託員の夏季休暇の取得期間を改めるものでございます。

3枚目の新旧対照表の2ページ、最後のページを御覧ください。制定附則に第5項を加えます。下線部に当たるものでございます。

専門嘱託員の夏季休暇は7月1日から9月30日まで取得することができますが、平成30年中に夏季休暇を取得する場合には、時限的に10月31日まで取得できるよう制定附則を改正するものでございます。

なお、施行日は公布の日となります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

説明は以上です。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑を求めます。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件は原案どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案承認と決しました。

次の議案以降は非公開と決定しておりますので、ここで傍聴者の方は退席をお願いいたします。本日は傍聴、どうもありがとうございました。

非 公 開

○大和田教育長 以上で今定例会に付された案件はすべて終了いたしました。

これにて平成30年調布市教育委員会第6回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

調布市教育委員会会議規則第29条の
規定によりここに署名する。

教 育 長

委 員